## ||| 環境アセスメントに係るお知らせ

Colors, Future! いるいろって、未来。

川崎市

令和2年1月8日

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第35条に基づき、(仮称)新川崎 F地区計画に係る事後調査報告書(工事中その3)の写しの縦覧を次のとおり行います。

<b>- F地区計画に係る事後調査報告書(工事中その3)</b> の写しの縦覧を次のとおり行います。		
指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	株式会社ゴールドクレスト 取締役 伊藤 正樹
	指定開発行為の名称	(仮称) 新川崎F地区計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第1種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区新小倉2番
	指定開発行為の目的	住宅団地の新設、大規模建築物の新設
	指定開発行為の内容	・区域面積:約61,010㎡ ・延べ面積:約212,470㎡
	事後調査の項目等	大気質
	環境影響評価の手続経過	平成22年 2月 4日 条例環境影響評価準備書公告 平成22年 8月18日 条例環境影響評価審査書公告 平成22年11月15日 条例環境影響評価書公告 平成26年 2月17日 事後調査報告書(工事中その1)公告 平成29年 4月14日 事後調査報告書(工事中その2)公告 平成31年 3月 7日 事後調査報告書(供用時その1)公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期 間:令和2年1月8日 (水) から令和2年2月6日 (木) まで 上記期間中、本市ホームページにて当該事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所及び時間	川崎市:幸区役所、幸区役所日吉出張所、環境評価室(川崎市役所第3庁舎15階)(午前8時30分から午後5時まで)横浜市:鶴見区役所 区政推進課(午前8時45分から午後5時まで)横浜市役所 環境創造局環境影響評価課(午前8時45分から午後5時15分まで)土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 ・意見書を提出できる期間: 令和2年1月8日(水)から令和2年2月6日(木)まで(郵送の場合は、令和2年2月6日(木)消印有効)・提出先:環境局環境評価室(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)・提出方法:提出先まで郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマットにて御提出ください。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4359・意見書の用紙は、各縦覧場所に用意してあります。なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。また、記載いただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044(200)2156